

1、はじめに

1901（明治 34）年に明治旧漁業法が公布され、漁業組合は漁業権管理団体として発足した。1910 年には全面改正された明治漁業法は漁業権を「物権」とみなし、同年に公布された漁業組合法によって漁業組合は共同施設事業を法的に行えるようになった。その後、1933（昭和 8）年の漁業法改正では出資制の漁業協同組合（以下、適宜、漁協と略す）制度が採用され、さらに 1938 年の第 2 次漁業法改正では組合員貯金受入業務が漁協に認められた。これによって漁業組合は産業組合と同様の機能を有するようになり、近代日本漁村の中核的機関として役割を担うようになる。

ところで近代日本漁業史研究の近年の成果（本論に關係する分野を中心に）を整理すると、つぎの 6 テーマに分類できる。①近代日本漁業の通史・概説¹、②政府の漁業制度・政策²、③漁業技術（改良普及）³、④府県の漁業制度・調整⁴、⑤府県の地域漁業・勸業策⁵、⑥漁業組合⁶。このなかで本論に直接、關係する研究は⑤と⑥に限られるが、拙稿の伊藤（2004）「近代日本における漁業組合の実態と歴史的役割」は大正期、島根県の「模範漁業組合」に選奨された塩津漁業組合（簸川郡）を、伊藤（2012）「近代日本における漁業組合の展開」は大正期、農商務省の「優良漁業組合」に選奨された山口県の阿川浦漁業組合（豊浦郡）を、それぞれ取り上げた。それに対して本稿は「一般の漁業組合」を主対象とし、国と島根県の漁業（組合）政策と島根県八束郡の漁業組合を中心にその展開過程を検討し、実態を明らかにすることを課題とする。なお、八束郡を取り上げる理由として大正期の同郡は島根県において邇摩郡とともに全般的に漁業組合事業が停滞していた地域であったが、その後、1933 年の漁業法改正（漁協への改組）を契機に漁業組合事業が展開していく。その代表例として八束郡の多古浦漁業組合を取り上げる。なお補論として邇摩郡の事例として宅野村漁業組合史料（改組と事業計画）を掲載しておく。以下では 2、近代漁業制度・政策の変遷、3、島根県の漁業政策の変遷、4、漁業組合の展開、5、漁業協同組合の展開、6、おわりに、の構成で論じ、さらに補論として邇摩郡宅野村漁業組合史料を掲載する。

2、近代漁業制度・政策の変遷

まず国の漁業組合政策を指標に I. 準則漁業組合期（1886 年～、前史としての準則漁業組合）、II. 漁業組合制度確立期（1901 年～、旧漁業法下の漁業組合＝漁業権管理団体）、III. 漁業組合事業展開期（1910 年～、改正明治漁業法下の漁業組合共同施設事業の展開）、IV. 漁協制度確立期（1933 年～、昭和の改正漁業法下の漁協の展開）の 4 つの時期に区分した。主題に当たる時期はとくに IV. である。以下、各時期を概観する（年表参照）。

I. 準則漁業組合期

明治政府は、地租改正事業開始の 2 年後に漁業制度の変革に着手した。一方、明治初期の府県独自の漁政は滋賀県や島根県でみられる程度⁷で、通常は政府の布告・達に対応する形で各府県漁政が行われた。それが本格化するのは 1880 年代前半の各府県漁業取締規則・税則を経て、1886 年 5 月、農商務省公布の漁業組合準則からである。この準則は漁業の

秩序維持と振興を準則漁業組合に担わせる目的で出され、それ以降は各道府県から関連の規則が公布された。同組合は地域の実情に応じて設立され、隣接町村間の漁業調整と水産資源の保護、水産業の発達を担った⁸。

II. 漁業組合制度確立期

1901年、02年に明治旧漁業法（全35箇条）と漁業組合規則がそれぞれ制定された。前者は日本で初めて漁業権を近代法的に体系化し、今日の漁業権制度の土台を築いた。一方、後者は現在の漁業協同組合の前史に当たる漁業組合を規定した。これによって近代日本の漁業組合制度が発足し、全国の漁業集落において漁業組合が結成されていたが、その性格は「明治三四年の漁業法中の漁業組合規定そのものが、三三年の産業組合法を前提として、経済事業を漁業組合事業から排除して漁業権管理組合とすることを意図」⁹したとされている。

III. 漁業組合事業展開期

1910年に全面改正され、制定された明治漁業法（全73箇条）と同年施行の漁業組合法によって漁業組合は共同施設事業と連合会の設立が法認された。また同年に日本勸業銀行法等が改正され、漁業権を担保とした低利資金の融資利用を漁業組合が行えるように措置された。これらは組合員の要求を受け入れ、組織の基盤強化を企図して打ち出された国の漁業組合施策であった。また「模範漁業組合」の啓蒙普及を目的に1918（大正7）年度から優良漁業組合・功労者の表彰事業が行われ、さらに1925年6月には漁業共同施設奨励規則が施行された。これらの背景には1910年の明治漁業法等の改正によっても漁業組合の共同施設事業の普及は漸進的で、漁村経済は概して停滞状況にあり、そのため同規則によって予算的措置（奨励金交付）が取られ、低利の漁業資金融資制度と合わせて漁業組合の共同施設事業の拡充が図られた¹⁰。

IV. 漁協制度確立期

1933年に漁業法の第1次改正が行われた。改正の骨子は、①共同施設事業の範囲を法律上に明記した点、②責任組織制（出資制の漁協制度）を取り入れた点、③漁協に漁業自営を認めた点、④非漁業者の組合加入を認めた点である。さらに1938年に第2次の漁業法が改正され、漁協は貯金受入業務と産業組合中央金庫への加入が法認され、信用基盤の強化が図られた。この結果、販売・購買・信用・利用の4種事業を行う漁協が広く展開していった¹¹。この時期、漁協は産業組合的に発展し、近代日本の漁村の中核的機関として役割を担うようになった¹²。

3、島根県の漁業政策の変遷

近代島根県の漁業政策に関する纏まった史料は管見の限りでは見当たらない¹³。現在、確認できる関係史料としては島根県公文書センター所蔵の「漁業免許」「漁業組合」等の簿冊類¹⁴と島根県の4次にわたる「産業計画」（漁業方針）である。ただし前者は、「漁業権」及び「漁業組合」の個々の事案が中心で、県の全体の方針は窺えない。したがって以下では後者のなかから漁業政策、とりわけ漁業組合振興策を抽出し、それを時系列的にみていきたい。なお島根県の「産業計画」は、1895（明治28）年策定の第1次殖産10年計画、1911年作成の第2次殖産10年計画、1918（大正7）年決定の第3次産業計画、そして1928（昭和3）年決定の第4次島根県産業計画書である。

1)第1次殖産10年計画と準則漁業組合

1895年策定の第1次殖産計画¹⁵は、「県下殖産興業上将来ノ体系ヲ定メ奨励保護スヘキ産業」の一つに水産業を位置付け、停滞している「漁村維持ノ方法如何」について検討している。その方策として「先ツ将来ニ計画スヘキ準備トシテ試験的ノ事業ト漁村経済ノ整理ニ関スル施設ヲ為ササルヘカラス」としている。すなわち、試験的事业と漁村経済の対策を挙げ、前者は新規「沖合漁業」の導入や「朝鮮海出稼漁業」の奨励等を挙げていた。一方、後者は準則漁業組合を対象に、「漁村貯蓄法ヲ漁業組合中ニ設クル事」、「漁業組合規則ヲ改正スル事」では「地方ノ状況ニ依リ漁業組合中へ水産物製造業者ヲ加フルヲ得ルコト」等を挙げ、また「漁業組合補助ニ関スル事」では「地方税ヨリ必要ト認ムル各組合ニ対シ相当ノ補助費ヲ支給スルコト」としていた。なお、島根県は同年12月に水産業組合規則を發布し、準則漁業組合に替わる水産業組合を奨励したが¹⁶、その後は1901年公布の漁業法と関連の規則によって結成された漁業組合（漁業者団体）と水産組合（流通・加工業者団体）に再編されていった¹⁷。

2)第2次殖産計画と漁業組合

旧漁業法全面改正の前年、1909年に第2次殖産計画が策定された¹⁸。同計画中の漁業組合項目は「漁村漁業組合ニ魚市場ヲ開設セシメ且ツ副業ヲ奨励シ共同貯蓄ヲ励行セシムルコト」等で、漁業組合には魚市場開設と副業、共同貯蓄の奨励が挙げられた。しかしながら1914年6月の町村長会において出された（簸川郡）「郡長指示事項」は「漁業組合ハ漁村ノ中核タルベキモノニシテ(中略)萎靡不振単ニ漁業料ヲ徴スルノミニシテ、折角組合令ニ依リ附与セラレタルモ共同事業ノ施設抛棄シテ顧ミザルモノアリ、会々其施設事業ヲナスモ未ダ幼稚ノ域ヲ脱セズ、今後益指導誘掖ヲ必要トス、故ニ将来一層左ノ諸点ニ意ヲ注ギ、漁民ノ福利ヲ増進セシ」¹⁹とし、1.組合員殊ニ理事者訓練、2.組合ノ分合、3.水産組合トノ関係(緊密化)、4.共同施設事業(奨励)の4点を課題に挙げていた。

3)第3次産業計画と漁業組合

1918年策定の第3次産業計画中の水産業方針は、1.水産ニ関する智識ノ普及・向上、2.漁家経済ノ緊縮及漁村風紀ノ改善、3.重要水産物ノ習性及漁場ノ解明、4.漁撈ノ改善、5.製造ノ改善、6.養殖ノ改善、7.共同事業ノ普及・発達の7項目を挙げていた²⁰。このうち共同事業ノ普及・発達では漁業組合等ノ活動を通じた勸奨(施策)として、①漁獲物及漁獲物製品ノ販売²¹、②漁獲物ノ製造、③製造ニ要スル原料又ハ物品ノ購買、④漁獲物・製品又ハ餌料等ノ運搬、⑤遭難救助及遺族ノ救済、⑥漁港・魚揚場等の設備、⑦魚附林保護・設置、⑧漁業資金ノ供給、⑨其ノ他漁村経営上有利ナル事業(推進)の9つの細目が挙げられていた。

4)第4次産業計画と漁業組合

1928年策定の第4次産業計画・水産業項目ではまず概況(「近時機械力ノ発達ニ伴ヒ小規模経営ハ収支償ハサルノ情勢ヲ示シ漁家経済ハ益々逼迫シ漁村問題ハ愈々ナラントスノ現象アルヲ以テ」)を確認し、8つの方針(1.漁業ノ改善、2.水産製造ノ改善、3.水産増殖ノ改善、4.水産物ノ需給、5.水産金融、6.水産試験場、7.水産団体、8.水産知識)が立てられた。その内漁業組合施策として、4.水産物ノ需給(氷使用ノ普及)では「漁業組合ニ対シテ簡易貯氷庫ノ設置」奨励等、5.水産金融では「水産資金ヲ創設シ漁業組合ニ貸付シテ共同事業ヲ助成」、「漁業組合ヲ督励シテ漁業資金ノ貸付」、さらに7.水産団体ではまず漁

業組合（組合数 119）の現状・課題として「共同販売事業ヲ直接経営スルモノハ僅々二十組合ニ過キス、其ノ他ハ概シテ事業不振ノ状態ニ在リ、団体ヲ指導シテ改善、発達ヲ期スルハ漁村改善上急務ト為ス」とし、水産団体(漁業組合)ノ機能ノ發揮方策として漁業組合ノ各種督励（①組合振興是ヲ樹立、②共同販売事業ヲ直営・改善、③漁村ノ改善事業ヲ経営）と漁業組合ノ整理・廃合ノ奨励等が具体的に挙げられていた²²。しかしながらこの産業計画は翌年発生した世界恐慌とそれに続く昭和恐慌の影響で頓挫し、農山漁村経済更生計画に変更されていく。

4、漁業組合の展開

つぎに各時期における漁業組合を検討するが、さきに全国の動向を確認した上で島根県をみていきたい。

1)漁業組合制度確立期の漁業組合

農商務省『水産統計年鑑』（1910年）によると、1909（明治42）年では全国の漁業組合は3540組合で、この内共同施設事業実施状況は遭難救恤が1970組合と過半数を超えていたが、そのほかは共同販売151組合等であった。一方、島根県は145組合で、その内遭難救恤65組合、共同販売2組合の状況で、大半は漁業権管理団体であった²³。

つぎに農商務省水産局編『漁業組合範例』（1909年）からこの時期の漁業組合の実態をみる。これは1908年度に各府県が調査した「漁業組合中模範」または「成績比較的良好」な101事例が収録されている。収録の多い府県は、山口7組合、宮城ほか10府県が4組合、島根ほか6府県が3組合であった。表1は1909年の島根県の「範例漁業組合」一覧表である。以下概観しておく²⁴。

八束郡多古浦漁業組合²⁵

本組合は多古と沖泊の2集落を地区とし、組合員78名（戸）を要していた。漁業は大敷網・鰯釣他を主に営んでいた。組合財産は基金約143円、遭難救恤資金約46円で、事業は「其重ナルモノハ漁獲物ヲ共同販売シ漁具ノ共同購入ノ資ニ充ントス又目下魚付林造成ノ目論見中ナリ」とし、遭難救恤、組合員ノ訓育にも取り組んでいた。組合設立の意義として設立前は大敷網場区と鰯網場区の「貸付料ハ悉ク飲食費ニ濫費シ来タリシカ組合設置後ハスル旧習ノ弊害ヲ一掃シ一切濫費セサルヤウ取締ヲナセリ之顯著ナル差異ニテ特筆ス」としている。さらに組合の分配金は共同貯蓄でもって、教育費・道路改修費・衛生費に指定寄付され、分教場改修及び水道工事にも当てられ、「其ノ成功ヲ見ルニ至レリ」とある²⁶。

簸川郡鵜鷺村漁業組合

本組合は組合員280名を要し、延縄・大敷網が主な漁業で、組合財産は基金約48円、遭難救恤資金積立500円を保有していた。「組合ノ事業トシテ設立アラサレトモ昨四十年ヨリ組合員ニ於テ信用購買販売生産組合ヲ設立シ漁民ノ産業及其経済ノ発達ヲ企図」し、さらに組合員各戸ニ積立貯蓄を義務付けていた。また資金融通を図る目的で株式会社出雲商業銀行を設立したとあるが、詳細は不明。組合員訓育、魚招林の設置に取り組んでいた²⁷。

那賀郡黒松浦漁業組合

本組合は組合員231名を要し、大敷網・手繰網・採貝藻が主な漁業で、組合財産は基金約100円（毎年余剰金積立）、遭難救恤資金約45円（同前）であった。組合事業として大

敷網漁業に漁業資金を貸し付けていた。漁獲物の共同販売は組合直営ではなく、大敷網・地曳網外ノ漁獲物を「生魚売問屋」に委託販売させていた。

2)漁業組合事業展開期の漁業組合

農商務省編『水産統計年鑑』(1920年)によると、1917年現在の漁業組合は全国で3610組合を数え、この内共同施設事業の実施状況は、共同販売591、増殖387、遭難救恤252、物資貸付151、購買92、訓育83、補助58、貯蓄40、副業奨励30、港湾設備28、試験24、その他191であった。1909年から17年までの8年間で70組合増加し、共同施設事業は遭難救恤が大幅に減少し、共同販売が約4倍に増加した。一方、島根県は159組合で、共同施設事業の実施状況は、共同販売55、増殖40、港湾設備20、副業奨励5、試験3、訓育3、遭難2、その他9であった。この間に14組合増加し、共同施設事業は全国の動向と同様に遭難救恤が大幅に減少し、共同販売が大幅に増加した。

農商務省水産局は2回目の「漁業組合範例」調査を1914年に行い、この時の「優良組合ハ通シテ百二十ヲ」数えた。しかし「総数約三千七百ノ多数ナルニ比スレハ、必ラスシモ、進歩ノ著シキモノアリト謂フヘカラス。」としていた²⁸。すなわちここに掲載された「優良組合」は全国の組合のごく一部で、しかも前回に引き続いて掲載されたのは全体の3分の1の38組合でしかなかった。このことは組合経営の不安定さを示していた。事業別では共同販売64、遭難救恤90、訓育54他であった。また多くの組合が収録された府県は、島根・山口・徳島が7組合、静岡・愛知・愛媛が6組合であった。島根県の郡(地域)別の内訳は八束郡1、簸川郡2、那賀郡2、隠岐2で、2度、掲載されたのは1組合のみであった。以下、19014年版の島根県の「範例漁業組合」の概要をみておく(表2参照)。

八束郡手結漁業組合(恵曇村大字手結)

本組合は組合員124名を要し、延縄・烏賊釣り・鰻掛網・鰻大敷網・鰻漬他の沿海沖合漁業と隠岐への延縄の出稼ぎ漁業に従事。副業は「家族ノ田畑耕作魚類行商其藁細工蚕業ナリ」。組合財産は、基金約101円、事業資金約26円、遭難救恤資金48円、計約175円であった。組合員は「殆ト産業組合ニ加入(中略)各自毎月漁獲高ノ幾部ヲ預入」貯金していた。組合事業沿革及び現況では、共同販売は「大正元年度ヨリ其事業ヲ本組合ノ経営ニ移シ爾来成績佳良ニシテ今日ニ及ヘリ」、漁網貸付は「大正元年ニ於テ丸子網ヲ新調シ之ヲ組合員ニ貸付セリ」と。遭難救恤は「毎年度余剰金ノ百分ノ二以上積立テ其資金ニ充テ」、訓育施設では組合員・子弟向けの講習会・講話会及び漁閑期の夜学会を開催していた。また、事業整理ノ状況は「経費ハ主トシテ販売事業収入漁業料等ヲ以テ此ヲ支弁シ收支適良ニシテ諸般ノ事務整頓セリ」としていた。

簸川郡杵築北漁業組合(杵築村大字杵築北)²⁹

本組合は組合員221名を要し、延縄・手釣り・大敷網他の沿海沖合漁業と隠岐・対馬方面の出稼ぎ漁業(近年ハ隠岐不漁ニヨリ対馬ノミ)に従事。組合財産は基金約428円、遭難救恤資金約578円、事業資金約3,275円(計約4,281円)、この他にガス式発動機付漁船1隻・漁具・組合事務所・製造場・販売所の合計約4,835円を保有していた。組合ノ事業沿革では漁業資金ノ貸付は「主トシテ対馬出漁者向ニ行イ」、共同販売は「明治三十九年本組合地区ニ於テハ産業組合ヲ組織シテ其経営ニ移シ更ニ明治四十四年漁業組合令改正ニ依リ産業組合ヲ解散シ本組合ノ事業ニ移セリ現在ノ経営方法ハ組合員ノ漁獲物ハ総テ共同販売

所ニ於テ糶売シ組合ハ売上高ノ九歩ヲ徴収シテ其内三步ヲ魚商人ニ歩戻ヲナシ六歩ヲ組合ノ収入トナス」とある。さらに漁獲物共同製造場・運搬船の貸付、冬季漁閑期において漁村青年向けの夜学教育を実践していた。なお、指導者「組合長ハ水産業熱心家ニシテ数十年來ノ経験ヲ積み造詣深」い人物と評していた。

簸川郡杵築西漁業組合（杵築村大字杵築西）

本組合は組合員 166 名を要し、手釣・延縄・大敷網他の沿海沖合漁業と隠岐・対馬・鬱陵島方面に烏賊釣り出漁し、副業として農業及び養蚕・魚類行商に従事。組合財産は基金約 145 円、遭難救恤資金約 145 円、事業資金約 193 円（漁業資金貸付用）、さらに共同販売所建築準備金約 3,003 円を積立していた。事業は共同販売と漁業資金貸付の 2 つを行い、前者は「組合設立後ハ組合事業トシテ之ヲ経営シ」「大正二年度ニ於テ低利資金一千円ヲ借入レ之ニ充テ」ていた。一方、後者は網や漁船に対しての漁業資金貸付と出稼ぎ漁業資金ノ貸付に大別され、「事業資金ハ地方ノ確固タル銀行会社ヨリ二年度ニ於テ二千円ヲ借入レテ之ヲ充ツ組合員ハ漁業資金ノ融通ニ依リ多大ノ便益ヲ受ケ各自益々業務ニ勉励セリ」とある。また組合員・子弟向けの教育として夜学会・講話会を適宜、開催していた。

那賀郡黒松浦漁業組合（黒松村黒松浦）

本組合は組合員 230 名を要し、手釣・延縄・大敷網他の沿海沖合漁業と対馬・五島方面への出稼漁業、そして副業は農業・魚類行商に従事。組合財産は基金約 385 円、遭難救恤資金約 142 円、事業資金約 8 円、計約 535 円。同組合は県内で唯一、2 度掲載された「範例漁業組合」で、この間の共同販売事業の推移は、1903 年の組合設立と同時に組合指定の漁獲物取扱人に委託販売させていたのを「本年ニ入りテ組合ノ事業トシテ経営スルニ至リ業務執行円満平和ニシテ組合員モ共同施設事業ノ利益ヲ認め成績良好ナリ」であった。このほか漁業者共済の互助積立と作業灯の設置及び漁業資金貸付を行っていた。ちなみに後者は「明治三十五年奨励規程ヲ設ケ大敷網漁業者ニ対シテ」継続して資金貸付（補助と合わせて）を行っていた。なお「篤志組合員」によって組合設立前の明治「三十二年漁業者勤勉貯蓄組合」が設立され、組合員自ら貯蓄を行っていた。

那賀郡古湊漁業組合（三保村大字古市場ノ内古湊浦）

本組合は組合員 116 名を要し、延縄・曳網ほかの沿海沖合漁業と対馬・巨済島方面の出稼漁業に従事。組合財産は遭難救恤資金約 659 円。共同施設事業として共同販売は「従来問屋ニシテ其取扱ヲナシ來リシカ大正二年六月規約ヲ変更シテ組合経営ノ共同販売所ヲ設ケ組合長自ラ其事業ヲ主宰シ爾後成績日ヲ追ウテ良好」とある。また、遭難救恤は「明治二十二年ヨリ開始シ（中略）明治四十年末本組合ニ引継」がれた。防波堤築造の基盤整備は一部、郡費の補助を受けながら 1911 年に竣工した。

隠岐浦郷村漁業組合（浦郷村）

本組合は組合員 367 を要し、烏賊釣・延縄・地引網他の沿海沖合漁業と鬱陵島方面への烏賊釣の出稼漁業に従事。組合財産は基金 1,250 円。組合事業として増養殖（石花菜・海苔）と漁港修築を行い、組合員ノ貯金用に売上げの一部の貯蓄及び漁業視察と新規漁業の導入を計画していた。

隠岐布施漁業組合（布施村大字布施）

本組合は組合員 120 名を要し、烏賊釣・延縄・採貝藻が主な沿海沖合漁業で、農業との兼業が主であった。組合財産は基金約 750 円、漁業資金 2,450 円、組合事業は増養殖（石

花菜・海苔)の他に漁業奨励のために新造した改良漁船の無料貸付及び漁業資金貸付、遭難救恤(細則規定、1907年に救助の早船購入・実施)、漁港道路改修の基盤整備及び組合員・子弟向け訓育を実践していた。

その後の展開

1922年度の漁業組合の共同施設事業展開について表3-1でみておく。まず島根県全体では161組合中、実績無しが約半数の82組合で、郡・地域別では八束・漣摩・美濃・隠岐地域に実績無し of いわゆる漁業権管理組合が集中していた。共同販売では八束と漣摩の両郡の組合実績は一部、もしくは皆無であった(表3-2、表3-3参照)。このようにこの時期、漁業組合の事業展開は地域によって差異がみられた。一方、1927年度の漁業組合について『島根県水産要覧』は、「組合員少き組合に在りては事業施設みるべきなきも組合員多き組合に在りては共同販売、共同購買、資金貸付等を行ひ当面の活動をなして事業成績良好のものあり」³⁰とし、組合規模の格差が事業展開差の要因とみていた³¹。これらを踏まえて集約すると、事業を順調に展開させたのは一部、地域と「大規模漁業組合」であって、大多数の小規模漁業組合は経営基盤が脆弱で、不漁もしくは景気変動によって共同販売他の共同施設事業を休止する状況が一般的にみられた³²。このため前掲「第4次産業計画」は組織の基盤強化のため「漁業組合ノ整理・廃合」を課題としていた。

5、漁業協同組合の展開

1)概況

1933(昭和8)年の明治漁業法改正によって導入された漁協への改組状況を『農林省統計表』からみておく。全国の状況は1937年では4016組合、内漁協組織が1461(無限責任308、有限責任85、保証責任1065)であったが、1939年では3891組合でその内3分の2の2557組合が漁協改組を行っていた(表4参照)。一方、島根県は1937年が140組合で、内漁協42(無限責任24、保証責任18)であったのが、1939年が139組合で、その内半数の70組合が漁協(保証責任39)に改組し、残りは非出資責任組合20、責任組織を有しない組合49であった(表4参照)。また1939年の共同施設事業の実施状況は表5のとおりである。全国で2829組合(実数)、その内訳は販売1495、購買1822、加工90、保蔵154、運搬113、資金貸付1211、物資貸付362、貯金40、その他1717であった。島根県では139組合中、共同施設事業実施組合が86(実数)で、内販売56、購買49、資金貸付46、物資貸付26、その他57であった。島根県の70の漁協と20の非出資責任組合の過半数が複数の共同施設事業を実施していたのである。

つぎに1925年から1940年までの島根県「漁業共同施設一覧表」³³から奨励金(事業費の3分の1程度補助)を利用して実施した共同施設事業の展開状況をみておく(表6参照)。この16年間の事業件数は38件で、種類別では共同販売12件、船溜(整備)9件、運搬・共同出荷5件他であった。船溜の9件はすべて1932年以前に実施されていたが、共同販売は32年以前が4件、33年以後が8件、運搬・共同出荷は前者が2件、後者が3件であった。このなかでとりわけ共同販売が低調であった八束・漣摩両郡で新たな動きがみられた。すなわち、1935年に漣摩郡仁万組合が販売事業を、36年・37年には八束郡多古浦組合が運搬船と共同出荷の事業を、さらに37年に八束郡大芦村組合が、40年に八束郡御津村組合がそれぞれ共同販売事業を導入していた。以下では漁協制度確立期における元「範

例漁業組合」であった多古浦組合の展開状況をみて行きたい。

2)多古浦漁協の組織と事業

『全国漁業組合綜覧』³⁴によると、多古浦漁業組合は1936年2月11日に改組認可とされている。以下関係史料から多古浦漁協の組織と事業を検討する。

地区は大字多古、字多古と字沖泊の2集落からなる(地図参照)。漁協の組織・事業体制は、役員理事3名(内組合長互選)、監事7名(内1名常任監事互選)、事務員1名、使丁1名の役職員体制のもと、事業として漁業権貸付、共同出荷・運搬事業、購買事業、遭難救恤事業、養殖事業、資金貸付(低利資金の借入・貸付)を行っていた(無限責任多古浦漁業協同組合組織・事業図(1937年度)参照)。

つぎに1939年2月、小川組合長から島根県知事宛に提出された「多古浦漁協事業報告書」³⁵から組織と事業をみておく。まず組織は組合員81名³⁶、出資金810円(払込)、役職員12名体制の小規模組合であった。漁業権の取得・行使状況は専用漁業権1件(海藻類採取等、組合員利用のため無償貸与)、定置漁業権2件(大敷網2統、組合員個人利用のため漁業権料計1,150円)、特別漁業権2件(地曳網等、組合員利用のため無償貸与1件、もう1件は組合員個人利用のため本年度漁業権料666円)の状況であった。組合員の出漁日数は平均299日、漁獲実績は鰯釣53,000円、大敷網15,000円、和布3,800円、柔魚釣1,700円他、計76,500円で、出稼漁業の実績は無かった。漁船は、発動機船2隻(内組合船1隻、組合員船1隻)、無動力船81隻であった。

事業の概要は以下のとおりである。

- 1.遭難防止及救恤事業：目標電灯ノ建設・運営、救恤資金ノ積立(組合規約)
- 2.蕃殖事業：磯掃除、和布・海苔・天草ノ蕃殖・増収ノ為岩礁セメント工事施工
- 3.養殖事業：鮑ノ養殖・放養、組合員増殖ニ努力シ成績良好
- 4.製造加工事業：和布洗い場建設、和布製造ニ便益、製品向上
- 5.船揚場(整備)：多古地区2箇所と沖泊地区1箇所設置シ、組合員ノ無料利用
- 6.船溜場(整備)：沖泊部落ニ設置、多古部落ノ設置ハ計画中
- 7.運搬事業：「農林省ノ助成ヲ得テ運搬船ノ建造ヲナシ、鮮魚ノ共同出荷並ニ組合購買品ノ運搬ヲナス 建造年月日昭和十二年三月二五日」
- 8.購買施設：事業実績351円45銭、「組合員ノ日用品及食塩ヲ購買シ組合員ニ供給シ、明年ヨリカーバイト、氷、餌料、網地、網、漁具、染料等ノ購買並ニ購買ノ斡旋等ノ施設準備中ナリ」
- 9.利用施設：ワカメ洗い場と運搬船の事業実績は前者が組合員81名利用・利用料854円、後者が組合員81名利用・利用料1,420円8銭、なお、「運搬船ノ利用ニ依リ鮮魚ノ売揚額ヲ倍加ス、日用品ノ廉価購入ヲナシ組合員ニ供給ス」と。

さらに資金供給事業は、漁業用貸付として前年度末2件・200円、今年度8件・3,150円、今年度償還2件・1,300円、今年度末8件・3,850円の実績であった。

つぎに1938年度の「損益計算書」から経営内容をみる(表7参照)。利益ノ部では購買利益金(手数料)5円60銭、貸付金利息38円67銭、利用施設利用料854円、預金利息55円59銭、有価証券利息3円80銭、特別漁業料4,316円、県助成金100円、多古部落補助金142円14銭、運搬手数料1,429円8銭、繰越金40円82銭5厘、合計6,988円50

銭 5 厘、損失ノ部では借入金利息 38 円 69 銭、給料 35 円、旅費 84 円、消耗品費 5 円、通信費 27 円 70 銭、会議費 40 円 48 銭、雑費 133 円 39 銭、公共事業寄付金 1,266 円、諸税負担 29 円 45 銭、目標灯点灯費 33 円 40 銭、漁業奨励金 55 円 60 銭、和布洗場事業費 242 円 14 銭、事務員出張手当 30 円、船員給料 700 円、運搬船事務員出張手当 33 円 85 銭、船舶消耗品費 200 円、修繕費 234 円 92 銭、燃油費 655 円 90 銭、合計 3,855 円 70 銭で、差引 3,132 円 85 銭 5 厘が剰余金であった。さらに剰余金処分として事業積立資金 1,000 円、特別積立金 1,700 円、遭難救恤資金積立 200 円、船舶備品減価償却資金 150 円、職員賞与 50 円、組合員への配当は無く、繰越金は 32 円 80 銭 5 厘であった。

以上、検討してきたとおり多古浦漁協はこの時期、産業組合的な機能と役割を備え、それを発揮し、経営的にも安定していた。このような展開が近代における「一般の漁業組合」の到達点、姿を示していた。

6、おわりに

漁業組合制度が発足して 30 数年を経過して最終的に漁協制度確立期に一般の漁業組合は漁協への改組を契機に産業組合的な機能を備え、漁村の中核的機関として役割を担うようになった。さいごにその後の動きと課題を確認しておわりとしたい。

戦時統制期は水産統制団体に再編され、漁業協同組合は休止状態となる。すなわち 1943 年 3 月に公布された水産業団体系³⁷によって帝国水産会・全国漁業組合連合会他の全国団体は中央水産業会に、県(郡市)水産会・県漁業組合連合会は県水産業会に、そして漁業組合・漁業協同組合は市町村もしくは集落単位の漁業会にそれぞれ強制的に整理統合された³⁸。この点については今後の課題としたい。

¹「農林水産省百年史」編纂委員会編『農林水産省百年史 上巻(明治編水産行政)』(1979年)、『同 中巻(大正・昭和戦前編水産行政)』(1980年)、水産業協同組合制度史編纂委員会編『水産業協同組合制度史 第1巻』(1971年)、前掲『同 第4巻資料編』(1971年)、二野瓶徳夫『明治漁業開拓史』(平凡社、1981年)他。

²小沼勇『漁業政策百年』(農山漁村文化協会、1988年)、青塚繁志『日本漁業法史』(北斗書房、2000年)、高橋美貴『近世・近代の水産資源と生業』(吉川弘文館、2013年)、田平紀男『日本の漁業権制度』(法律文化社、2014年)他。

³二野瓶徳夫『日本漁業近代史』(平凡社、1999年)、小岩信竹「近代のカツオ漁業後進地における技術普及と展開」(『漁業経済研究』45-1、2000年)他。

⁴高橋美貴『近世漁業社会史の研究』(清文堂出版、1999年)、小林照夫「明治期の漁業制度の変遷と漁業権問題」(『関東学院大学文学部紀要』58、1989年)、片岡智「近世的漁業秩序の変容と明治地方官の対応」(有元正雄先生退官記念論文集刊行会編『近世近代の社会と民衆』清文堂、1993年)、伊藤康宏「近代移行期の島根県庁漁業政策」(後藤雅知・吉田伸之編著『水産の社会史』山川出版社、2002年)、伊藤康宏「明治初期の漁業制度変革」(『国際常民文化研究叢書 第2巻』2013年)、小林賢治「明治期における県の漁業行政の展開」(『愛知県史研究』3、1999年)他。

⁵伊藤康宏『地域漁業史の研究』(農山漁村文化協会、1992年)、三井田恒博『近代福岡県漁業史』(海鳥社、2006年)、片岡千賀之『近代における地域漁業の形成と展開』(九州大学出版会、2010年)、片岡千賀之『長崎県漁業の近現代史』(長崎文献社、2011年)、中村只吾「明治初頭～一〇年代における漁村の秩序と変容」、「同Ⅱ」(『東北芸術工科大学東北文化研究センター』11、12、2012年、13年)、関根 仁「明治一六年水産博覧会の開催」(『日本歴史』671、

2004年)、伊藤康宏「博覧会時代の『漁業図解』」(伊藤康宏『山陰の魚漁図解』今井出版、2011年)、小岩信竹「府県水産勸業政策の出発について」(『弘前大学国史研究』109、2000年)、小岩信竹「大正初年における地域漁業政策の形成」(『青森県史研究』3、1999年)他。

⁶今泉芳邦『三陸の漁村と漁業組合』(東洋書院、2005年)、加瀬和俊「漁業協同組合制度成立過程についての一考察」(『東京水産大学論集』16、1981年)、鈴木江津子「浜波太漁業組合の成立と役割」(『歴史と民俗』21、2005年)、小岩信竹「近代における漁業組合の諸相」(神奈川大学国際常民文化研究機構年報』2、2010年)、伊藤康宏「近代日本における漁業組合の実態と歴史的役割」(『漁業経済研究』49-1、2004年)、伊藤康宏「近代日本における漁業組合の展開」(谷口憲治編『中山間地域農村発展論』農林統計出版、2012年)他。

⁷前掲伊藤(2013)「明治初期の漁業制度変革」参照。

⁸農商務省編『水産業諸組合要領』(1893年)。なお、小岩(2010)「近代における漁業組合の諸相」は準則漁業組合の地域性・多様性を指摘している。

⁹前掲『水産業協同組合制度史 第1巻』409頁。

¹⁰前掲『水産業協同組合制度史 第1巻』297～301頁、409～422頁。

¹¹『漁業組合年鑑 昭和十六年版』(水産社、1941年、281～289頁)によると、1939年末の全国の漁協数 2549組合の内、各種事業の実施状況は販売 1545組合、購買 1779組合、信用 1239組合、利用 621組合(1938年末延べ数)であった。

¹²前掲『水産業協同組合制度史 第1巻』482～498頁。

¹³「島根県報」等の確認作業はできていない。

¹⁴島根県の近代漁業関係文書は、「漁業場区」(1873年～1902年)計 60点、「漁業免許」(1903年～1949年)計 73点、「漁業組合」(1887年～1943年)計 75点、「水産業組合他」(1885年～1948年)計 14点、合計 222点が簿冊形式で島根県公文書センターに保管されている。

¹⁵「明治廿八年二月 県知事諮問ニ対スル殖産興業ニ関スル意見書」『新修島根県史 史料編 4』島根県、1966年、555～567頁。

¹⁶『仁摩町誌』(仁摩町、1972年)によると、水産業者(製造・販売を含む)を組合員として、水産業上の水産製品改良・弊害矯正・利害増進を目的として邇摩安濃郡水産業組合が1896年4月に設立認可され、「韓海漁業試験船補助」や「揚繰網試験補助」等の事業を行っていた。ただし、準則漁業組合から水産業組合への再編について詳細は不明。この点は今後の課題となる。

¹⁷1921年に水産会法が成立し、水産組合は公益機関として水産会に改組された。

¹⁸「明治四十四年丸山知事・高岡知事事務請渡書」前掲『新修島根県史 史料編 4』699～707頁。

¹⁹『新修島根県史 通史編 2 近代』島根県、1967年、632頁。

²⁰「大正七年八月決定 島根県産業計画書」『新修島根県史 史料編 5』島根県、1966年、10～12頁。

²¹「大正七年隠岐島産業計画参考書」(前掲『新修島根県史 通史編 2』651、652頁)には「本島漁業組合ハ概シテ共同販売事業ノ施設ヲ為スモノナク、唯漁業権獲得ト鯧ノ検査ヲナスニ過ギザルハ甚ダ遺憾トス(後略)」の漁業組合の概況が報告されている。

²²「昭和三年七月決定島根県産業計画書」『新修島根県史 史料編 6』島根県、1966年、124～132頁。

²³島根県の専用漁業権(慣行 133、地先 32、入会 8)は総て組合単独有もしくは組合共有であった(『水産統計年鑑』1910年)。

²⁴同『漁業組合範例』の引用箇所は167～181頁。

²⁵島根県内務部編『島根県漁業基本調査報告書 漁村調査ノ部 上巻』(大正3年)の多古浦漁業組合には共同販売、

共同購入の記載は無い。

²⁶農商務省『水産統計年鑑』1910年、177～179頁。

²⁷前掲『水産統計年鑑』167～177頁。

²⁸同『漁業組合範例 第2次』の引用箇所は8、215～236頁。

²⁹杵築北、杵築西、黒松浦、古湊浦の漁業組合は大正期に県の「模範漁業組合」に選奨され、また農商務省の1919年度優良漁業組合功労者として青木只市・杵築北漁業組合理事が表彰されている。

³⁰前掲『新修島根県史 史料編6』339頁。

³¹これは一般論であって、八束郡の美保関（組合員245名）、七類（223名）、邇摩郡の仁万村（286名）、和江（205名）のように多くの組合員を要する漁業組合でも共同販売事業を実施していない例も少なからず、みられた（前掲『大正一四年 水産年鑑』）。

³²1933年11月開催の「水産事務協議会」は「従来共同販売・共同購買事業ヲ実施セザル漁業組合ノ実情及其ノ原因並ニ之ヲ実施セシムル方策如何」を検討している。これは水産局からの諮問に対して1道17県からの回答が寄せられた。このうち島根県（144組合）の実情は、「共同販売事業ヲ直接経営スルモノハ僅々二十七組合ニ過ギズ、爾余大部分ノ組合因襲上魚問屋へ販売シ或ハ、共同運搬船又ハ組合員家族等ニ依リ附近ノ漁業組合共同販売所、魚市場等へ出荷スルモノ多シ又組合員家族ノ行商スルモノモ少カラズ」「共同購買事業ヲ実施セルモノ七組合ニ過ギズ」、原因は、①経営ノ中心的指導人物・適任者不在、②漁獲高少量ノ為専任事務員配置難、③運営資金ノ調達・円滑難、④問屋トノ因襲・貸借関係（組合員総意不一致）、⑤適当な魚商人・仲買人不在、⑥附近ニ漁獲物集散地アリ）としている。島根県の共同販売実施組合は、1916年32、17年55、18年52、19年24、20年49、21年52、22年46、23年49、24年50、25年48、26年52、27年47、28年23、29年19、30年20、31年26、32年32、33年37と増減を繰り返していた（『農商務省統計表』『農林省統計表』）。

³³「昭和十六年 水産部 漁業組合 島根県」（1692）。

³⁴全国漁業組合联合会 編『全国漁業組合綜覧』（水産経済研究所、1942年）。

³⁵「無限責任多古浦漁業協同組合施設経営事務一覧表」（昭和十三年 水産部 漁業組合 島根県）1655）。

³⁶1938年度の平均組合員数は全国154名、島根県135名（『第十六次農林省統計表』）。

³⁷水産企業については1942年5月公布の水産統制令によって紆余曲折を経て中央機関の帝国水産統制株式会社と下部組織として林兼商店系の西日本漁業統制株式会社、日本水産系の日本海洋統制株式会社、日魯漁業系の北日本漁業統制株式会社の3大資本漁業系列に統合・再編された。

³⁸農林省水産局「一九四六年八月調」によると、島根県では漁業会数105、会員数20,979名であった（前掲『水産業協同組合制度史 第4巻』524頁）。

〔付記〕本稿作成に当たっては島根県公文書センター所蔵の「漁業組合文書」を数多く閲覧・撮影させて頂いた。あらためて御礼申し上げる。

近代日本・島根県の漁業・漁業組成年表

西暦	事項 国 (島根県)
1886	5月漁業組合準則公布、(島)漁業組合規則(漁業秩序維持、取締目的)発布
1889	明治22年市制・町村制(島根県八束郡野波村(野波村・多古浦・野井浦)成立)
1895	(島)県第1次殖産十年計画、水産業組合規則発布(製品改良・弊害矯正・利益増進の目的)
1901	4月漁業法公布、(島)県水産試験場設置
1902	5月漁業法施行規則・漁業組合規則(漁業権管理団体)公布
1903	3月遠洋漁業奨励法全面改正
1906	(島)遠洋漁業補助規則制定、韓海出漁奨励(団体補助等)
1909	(島)県第2次殖産十年計画
1910	4月改正明治漁業法公布(漁業組合の共同施設事業容認)、日本勸業銀行法等改正(漁業組合へ低利資金供給)
1913～ 26	動力船方結丸操業(渋谷、石橋鉄工所製作動力機関)、14年和洋折衷型新式漁船開発(石橋造船所)、18年巻揚機考案、20年二艘曳操業成功(都田)、同年合名会社島根組設立、21年2艘曳法採用、26年「水産教科書」(小草片江小校長、八束郡水産教育研究会刊)
1918	(島)県第3次産業計画策定、翌19年美保関村産業計画策定
1921	4月水産会法公布、9月機船底曳網漁業取締規則公布、翌年4月八束郡外海水産会設立
1923	江角漁港修築開始
1925	6月漁業共同施設奨励規則公布
1928	(島)3月県水産課独立、7月県第4次産業計画策定
1933	3月漁業法改正(出資責任制の漁協改組)
1938	3月漁業法改正、産業組合中央金庫法改正、4月(保)島根県漁業組合联合会(販売購買事業)
1943	3月水産団体法公布、(島)漁業会、島根県水産業会改組

松本 巖編著『解説日本近代漁業年表』(水産社、1977年)、柳浦文夫編著「島根県漁業史年表稿(戦前編)」(1984年)、『新修島根県史 史料編』等より

表1 島根県の「範例漁業組合」(1909年版)

郡別	漁業組合	組合員	主な漁業	基金	遭難救恤資金	事業資金	組合事業
八束	多古浦	78	大敷網、鰯釣他	143	46		共同販売、共同購入、遭難救恤、組合員ノ訓育
簸川	鵜鷺村	280	延縄・大敷網他	48	500		遭難救恤、組合員ノ訓育、組合員ニヨル信用購買販売生産組合設立
那賀	黒松浦	231	大敷網・手繰網、採貝藻他	100	45		漁業資金貸付(大敷網漁業)

『漁業組合範例』(農商務省水産局、1909年7月刊)

表2 島根県の「範例漁業組合」(1914年版)

郡別	漁業組合	組合員	主な漁業	基金	遭難救恤資金	事業資金	組合事業
八束	手結	124	延縄・烏賊釣り・鰯掛網、 鰻大敷網・鰯漬他	101	46	26	共同販売、漁網貸付、遭難救恤、 教育施設有
簸川	杵築北	221	延縄・手釣・大敷網他、 隠岐・対馬方面に出漁	428	578	3,275	共同販売所運営、漁獲物製造場・ 運搬船ノ貸付、教育
簸川	杵築西	166	手釣・延縄、網他、 隠岐・鬱陵島・対馬方面出漁	145	145	193	共同販売、漁業資金貸付、 教育
那賀	黒松浦	230	手釣・延縄、網他、 対馬・五島方面出漁	348	142	3,208	勤勉貯蓄組合、共同販売、 共済互助積立、作業灯設置、 漁業資金貸付
那賀	古湊	116	延縄・曳網、対馬・ 巨濟島方面出漁	—	659		組合員貯蓄、共同販売所開設 運営、遭難救恤積立、防波堤 築造
隠岐	浦郷村	367	烏賊釣・延縄、地引網他、 鬱陵島方面出漁	1,250	—		養殖(石花菜・海苔)と漁港 修築
隠岐	布施	120	烏賊釣・延縄、採貝藻他	750	—	2,450	養殖、漁業資金貸付、 遭難救恤、漁港道路改修、 組合員訓育

『漁業組合範例 第二次』(農商務省水産局、1914年11月刊)

表3-1 漁業組合共同施設事業の郡別実施状況(1922年)

	県	八束	簸川	安濃	邇摩	那賀	美濃	隠岐
漁業組合	161	29	23	7	12	28	13	49
共同販売	46	2	15	5	—	11	6	7
共同購買	17	2	9	2	—	2	—	2
物資(資金)貸付	7	1	2	3	—	1	—	0
港湾設備	15	3	—	—	3	3	2	4
水産増殖	9	7	—	—	—	2	—	0
遭難救恤	18	1	—	3	5	8	—	1
その他	14	9	2	—	1	2	—	0
実績なし	82	14	8	1	7	11	6	35

帝国水産会編『大正14年 水産年鑑』(1925年)、表3-2、表3-3 同

表3-2 邇摩郡漁業組合の概況(1922年)

	漁業組合	事務所の位置	組合員	共同施設事業
1	和江	静間村	205	波止場修築、遭難救恤
2	魚津	同村大字魚津	67	道路・井戸修理、遭難救恤
3	五十猛村	五十猛村	160	遭難救恤
4	宅野村	宅野村	163	遭難救恤、船据場修理、 漁業奨励
5	仁万村	仁万村	286	遭難救恤
6	馬路村	馬路村	148	—
7	湯湊	湯里村大字湯里	150	—
8	温泉津町	温泉津町	53	—
9	小浜	大浜村大字小浜	128	—
10	福光村	福光村	180	—
11	今浦	福浦村大字今津浦	125	—
12	吉浦	同村大字吉浦	95	—

表3-3 八東郡外海漁業組合の概況(1922年)

	漁業組合	事務所の位置	組合員	共同施設事業
1	御津村	御津村	184	—
2	大芦村	大芦村	103	魚付林造成
3	加賀村浜佐波区	加賀村	192	蕃殖保護
4	野波浦	野波村	93	—
5	多古浦	野波村	81	共同購買
6	瀬崎浦	野波村	71	繋船場修理、集談会、漁業奨励
7	野井浦	野波村	77	—
8	笠浦	千酌村	84	—
9	千酌浦	千酌村	119	—
10	北浦	千酌村	105	—
11	菅浦	片江村	68	養殖
12	片江浦	片江村	170	—
13	七類	片江村	223	海峡浚渫、暴風雨警報、遭難救恤
14	諸喰	片江村	67	—
15	雲津浦	美保関村	39	養殖
16	美保関	美保関村	245	築磯
17	福浦	森山村	82	養殖
18	下宇部尾	森山村	29	—
19	地合浦	伊野村	60	漁撈研究会
20	魚瀬浦	大野村	81	養殖、漁港浚渫
21	秋鹿	秋鹿村	112	—
22	古浦	恵曇村	119	共同販売
23	江角	恵曇村	156	—
24	手結	恵曇村	124	共同販売、漁具貸付
25	片匂	恵曇村	102	—

表4 1939年の組織別漁業組合一覧

	全国	%	島根県	%
漁業組合	3,891	—	139	—
漁業協同組合	2,557	66%	70	53%
無限責任	460	12%	31	23%
有限責任	106	3%	0	0%
保証責任	1,991	51%	39	29%
非出資責任組合	174	4%	20	15%
無限責任	33	1%	9	7%
保証責任	141	4%	11	8%
責任組織を有しない組合	1,163	30%	49	37%

『農林省計表 昭和15年』(昭和16年12月)

表5同じ

表5 共同施設事業の実施状況(1939年)

	全国	島根県
実施組合	2,829	86
販売	495	56
購買	1,822	49
加工	90	0
保蔵	154	0
運搬	113	3
資金貸付	1,211	46
物資貸付	362	26
貯金	40	0
その他	1,717	54

表6 島根県の漁業組合における共同施設事業（補助金利用）の展開状況 1925-40年

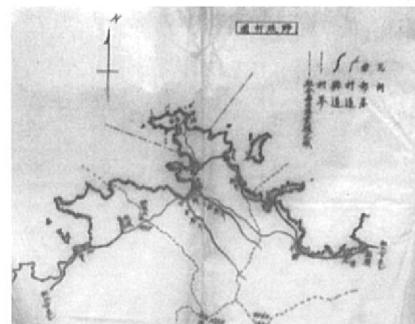
	件数	船溜	販売	運搬 出荷	漁具 漁船	製造	養殖	救難 救護	納屋 他	備蓄 場	築磯	作業 場
1925	2	1	1									
1926	2	1			1							
1927	1	1										
1928	5	1	1	1	2							
1929	2	2										
1930	2	2										
1931	3	1	1	1								
1932	1		1									
1933	4		1			1	1	1				
1934	2		1						1			
1935	5		3						1	1		
1936	1			1								
1937	4		1	1				1			1	
1938	1											1
1939	2		1	1								
1940	1		1									
合計	38	9	12	5	3	1	1	2	2	1	1	1

「昭和十六年 水産部 漁業組合 島根県」(1692) 島根県公文書センター蔵



地図 多古浦

(現在、松江市島根町)



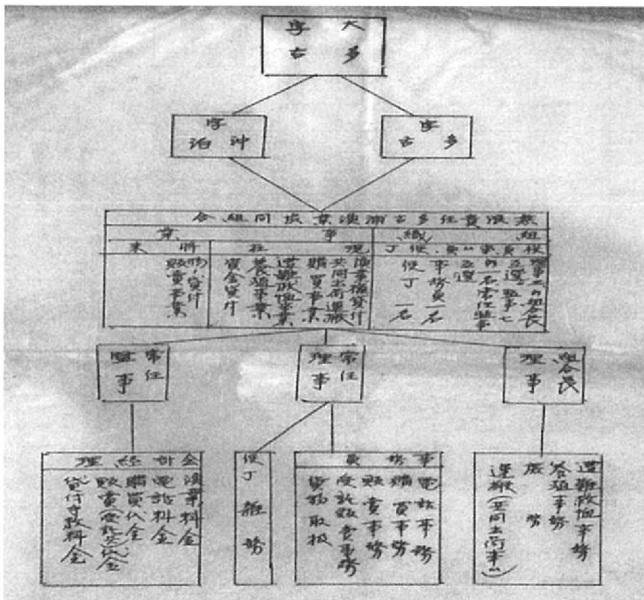
「無限責任多古浦漁業協同組合施設経営事務一覧表」

「昭和十二年 水産部 漁業組合 島根県」1682 所収)

表7 多古浦漁業協同組合收支狀況

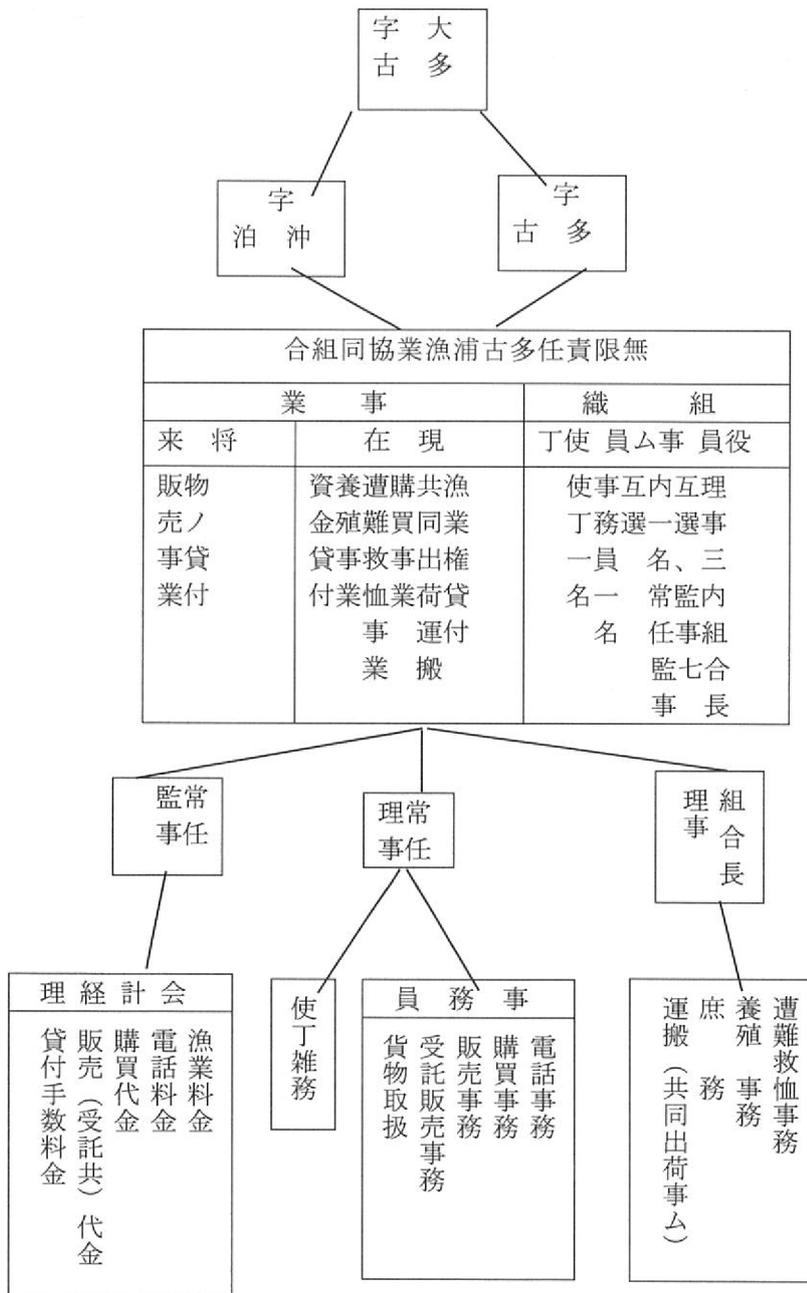
利益ノ部	円、銭、厘	損失ノ部	円、銭、厘
購買利益金 (手数料)	5.60	借入金利息	38.69
貸付金利息	38.67	給料	35.
利用施設利用料	854.	旅費	84.
預金利息	55.59	消耗品費	5.
有価証券利息	3.80	通信費	27.70
特別漁業料	4,316.	会議費	60.48
県助成金	100.	雑費	133.39
多古部落補助金	142.14	公共事業寄付金	1,266.
運搬手数料	1,429.08	諸税負担	29.45
繰越金	40.825	目標灯点灯費	33.40
合計	6,988.505	漁業奨励金	55.60
		和布洗場事業費	242.14
		事務員出張手当	30.
		船員給料	700.
		運搬船事務員出張手当	33.85
		船舶消耗品費	200.
		修繕費	234.92
		燃油費	655.90
		合計	3,855.70
		差引=剰余金	3,132.855

「多古浦漁協事業報告書」
 (1939年2月)
 (「昭和十三年 水産部
 漁業組合 島根県」
 1655)



「無限責任多古浦漁業協同組合施設経営事務一覽表」
 (「昭和十二年 水産部 漁業組合 島根県」1682)

無限責任多古浦漁業協同組合組織・事業図 (1937 年度)



同上

補論「宅野村漁業組合」史料

島根県古文書簿「漁業組合 1667(3-3)」(島根県公文書センター所蔵)所収の「宅野村漁業組合」中の漁協改組史料を抜粋する。なお、宅野村漁業組合は1936(昭和11)年12月12日に島根県より「漁業組合組織設定ニ伴フ規約変更」が認可されている。

(表紙)

昭和十三年 水産部
漁業組合
第一種 島根県

(前略)

昭和拾壹年九月五日臨時總會ニ於テ本組合組織設定ニ伴フ規約変更ノ義議決致候条御認可相成度関係書類相添へ此段申請候也

追テ御認可ノ節ハ登記上必要ニ付認可指令書謄本一通御下付被下度願上候

昭和拾壹年九月參拾日

邇摩郡宅野村漁業組合

理事組合長 泉 正好(印)

島根県知事 児玉九一 殿

関係書類ノ表示

一変更セントスル規約書	參通
一現規約書	尙通
一規約変更理由書	尙通
一總會決議録謄本	尙通
一組合員ノ同意書	尙括
一組織設定手續ニ関スル経過書	尙通
一財産目録	尙通
一昭和拾壹年度経費決算及事業報告書	尙通
一組織設定後ニ於ケル事業計画目論見書	尙通
一員外利用施設ニ関スル調書	尙通
一組織設定ニ伴フ漁業組合調書	尙通
一非漁業者加入ノ理由	尙通
一地区ニ関する証明書	尙通

以上

(中略)

規約変更理由書

漁業法並ニ漁業組合令ノ改正法令ニ依拠シ本組合ハ無限責任組織ヲ設定シ且出資制度ヲ採用スル漁業協同組合ト改メ組合事業ヲ拡充強化シテ組合員ノ漁業又ハ其経済ノ発達ニ必要ナル共同施設就中経済行為ヲ行ヒ得ル組合タラシメ以テ漁家村経済機関トシテ活動シ漁家

経 済更生ト漁村振興ニ資セントル趣旨ニ基キ本組合ノ組織並規約ニ変更セントス
(中略)

決議録

一 総会招集ノ通知ヲ発シタル年月日

昭和拾壱年九月壱日

一 開会日時及場所

昭和拾壱年九月五日午前八時宅野村松田善二郎宅ニ於テ開会ス

一 招集者ノ氏名

組合長理事泉正好

議案第壱号

一本組合ヲ無限責任ヲ有スル漁業協同組合トナスノ件

本案ニ付満場異議ナク原案ノ通可決確定セリ

(中略)

議案

議案第壱号

一本組合ヲ無限責任ヲ有スル漁業協同組合トナスノ件

1 出資一口ノ金額拾円

2 出資金払込ノ方法 (説明略)

3 第一回ノ払込金額一円 (説明略)

4 剰余金処分及損失分担ニ関スル規定 (説明略)

(中略)

昭和十年度事業報告

一、事務要件

当組合定期総会ヲ二月一日午前九時ヨリ松田善二郎宅ニ於テ開催ス

二月二日昭和十年度本組合収支決算書并ニ剰余金処分案財産目録事業報告書及昭和十一年度収支予算書並附帯案件決議録ヲ添付シ島根県知事ニ進達セリ

(中略)

二、共同施設事業及成績

従来共同作業ノ設備ノナキニヨリ和布製品ノ改善発達ヲ図リ共同作業ノ実ヲ挙グル為メ低利資金借入ヲナシ貯水池及洗淨池設置ノ計画ヲ樹立シ正規ノ手續ヲ了ヘ二月十日起工シ四月上旬ニ於テ完全ニ竣工シ爾來作業上労力ヲ省キ多量製産ニ努ムルト同時ニ製品ニ改善品質ノ向上ニ依リ其ノ声価ヲ高メ組合員ノ裨益ニスル処多大ナリ

三、博覧会出品状況

(中略)

四、組合経費徴収ノ状況

(中略)

五、組合員異動ノ状況

一、組合員数

(掲載表略、本年度末 組合員数 男・専業八二名、男・兼業五、計八七名)

昭和十一年二月一日

宅野村漁業組合長理事泉正好

右決算書財産目録ヲ監査シ其ノ正確ナルコトノ承認シ且余剰処分案ニ同意ス

昭和十一年二月一日

宅野村漁業組合理事

金崎要三郎

金崎禎二郎

右原案ト相違ナキコトヲ認証候也

(中略)

組織設定後ニ於ケル事業計画目論見書

一名称及組織

無限責任宅野村漁業協同組合

一現在組合員数

八拾八名

(中略)

一出資一口ノ金額及其ノ払込ノ方法

出資一口ノ金額拾円トシ出資第壹回払込金額ハ一口ニ付金壹円トス

第貳回以後ノ出資払込ハ配当スベキ剰余金ヨリ払込ニ充ツルモノ、外出資一口毎ニ毎年六月末迄ニ金壹円宛ヲ払込ムルモノトス組合員ハ前二項ノ金額ヲ超エテ任意ニ払込ヲ為スコトヲ得

(中略)

一共同施設

現ニ施設セル共同施設ノ種類

共同販売施設、遭難防止施設、共同水産物製造場施設、貯水施設、遭難救恤施設

前記施設ノ外将来施設セントスル事業

蕃殖保護及増殖施設、船揚場施設、船溜施設、共同購買施設、資金ノ貸付、物ノ貸付、貯金ノ斡旋、運搬施設 以上

(中略)

組織設定ニ伴フ漁業組合調書

一組合ノ名称 無限責任宅野村漁業協同組合

一組合員現在数 九十五名

一従来ノ事業ノ具体的概要

1. 蕃殖保護及増殖施設

昭和九年二月一日ヨリ向フ三年間専用漁場内ノ鮑、海鼠、さゞえの棲息場トシテ最モ適當ナル位置二千坪ヲ撰ビ之ガ増殖ヲ目的トシテ採集禁止ヲナシト同時ニ監視人四名ヲ以テ充分取締ヲナサシメツ、アリ既往ノ成績良ナルヲ以テ継続実施セントス

2. 船揚場設置

明治四十三年民間ノ土地ヲ借用シ船揚場トシテ爾來今日ニ至ル總面積八十坪借地料十円ニシテ使用能力二十隻ナリ借地料ハ組合之ヲ負担シ組合員ヨリ徴収セズ尚一般ニ使用シツ、アル船揚場三百坪アレドモ一切使用料ハ徴収セズ

3. 和布洗淨貯水槽設置

昭和十年低利資金九百円ヲ借入工事費千四十五円ヲ以テ（中略）貯水槽ヲ造リ（中略）貯水槽ハ六十四名ノ容量ヲ有ス、之ヲ利用スル組合員ハ七十名内外ニシテ各自和布加工作業ニ従事ス、製品タル和布ハ地元産業組合ヲ通シテ東京三越店舗ニ販売ノ外京阪神方面ニ出荷ス、其ノ他ハ県下各地ノ産業組合購買部ニ於テ委託販売ヲナス、此ノ販売高価格約六千円ナリ、尚本施設ヲ利用スルニ付テハ使用料ノ如キハ一切之ヲ徴収セズ

4. 其ノ他事業トシテ見ルベキモノナシ

一、組織設定後差当り営マントスル事業及経営計画竝ニ之ニ関スル資金調達方法

1 差当り営マントスル事業

イ 共同販売施設

ロ 共同購買施設

ハ 資金貸付施設

2 経営計画及資金調達方法

イ 共同販売

本組合員ノ漁獲物ハ主トシテ和布、海苔、いか、鯖、鰯等ニシテ年額約一万円ナリ、之カ漁獲物販売ハ従来ヨリ組合ニ於テ委託販売人ヲ指定シ年額百五十円程度ニテ委託販売ヲナシ販売ノ斡旋ニ努メ来リタルモ此ノ際組合直営トナシ手数料ハ従来通り組合員竝ニ員外者ヲ問ハズ百分ノ六以内ヲ徴シテ組合実収益ヲ増大ナラシメ尚、組合員ノ委託ヲ受ケテ和布海苔ノ加工ヲナス等組合員ノ利益増進ヲ努メ之ニ要スル運転資金ノ如キハ組合員出資金又ハ預金部低利資金ノ借入ヲ為シ融通シ漁業ノ振展ヲ期セントス

ロ 共同購買施設

組合員ノ要求ニヨリ主トシテ重油、氷、餌料、網地其他漁具材料竝ニ日用品等ヲ購買シ之カ代金ハ前納又ハ現品引換ノ方法ヲ行ヒ差当り資金ノ準備ヲ要セズシテ事業ヲ開始セントス

ハ 資金貸付施設

網地、其ノ他漁具購入費トシテ組合員中資金ヲ要スルモノハ總會ノ決議ニ依リ金額ノ限度ヲ定メ貸付セントス之カ資金ハ販売事業ヨリ得タル収益金ノ一部或ハ預金部資金ノ借入ヲ以テ充当セントス

(後略)

